

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心

森 信 茂 樹

はじめに

いて、どういう道筋があるのか、そのことについてお話ししたいと思います。

一、消費税の軽減税率について

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました森信です。今日は、消費税率の8%引き上げ後の課題として、法人税を中心にいろいろお話をしたいと思います。

（消費税の軽減税率について）—平成二五年度自民 党税制改正大綱

私は現在、ジャパン・タックス・インスティチュートという税制シンクタンクをつくって、民間企業の方とあるべき税制を研究・提言していますが、今日は法人税の実効税率を下げるところに書

最初に、年末までに一つ大きな消費税の課題が残っているということを申し上げたい。ここに書いてありますように（文末添付資料2ページを参考照）、軽減税率をどうするかという話です。軽減

税率は、一〇%の引き上げ時に導入するかどうか、ことし一二月にまとめる与党の税制改正大綱までに結論を得ると書いてあります。導入するとなれば膨大な税制改正につながる可能性があります。品目の選定もさることながら、そもそも代替財源をどうするかも議論しなければなりません。またインボイスが必要となる。これはどう設計していくのか。例えば、個人の消費税の納税義務者には番号を付けなければインボイスの適正な管理は難しいわけですが、番号をどうやって振つていののか、国税庁はどう管理していくのかとか山のように問題がありますので、二〇一五年の一〇%引き上げに向けてスムーズにやつていくためには、この一二月までに結論を得なければいけないわけです。あと一ヶ月です。

今の状況を簡単に申しますと、いろいろな問題があるから一〇%までは軽減税率は我慢したい自

民党と財務省、選挙公約で軽減税率の導入を明記している公明党、軽減税率にコミットすることになるの一〇%の引き上げをコミットすることになるので、それは避けたいという官邸の意向の三すくみで議論が続いていますので、なかなか簡単には結論は出ないような気がします。

（諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例）

一番難しいのは（資料3ページ）、消費税（VAT）が導入された時にはなかつた新しいビジネスモデル、つまり食品とサービスとがくつついたマクドナルドのような業態が、今日、非常に大きな比重で出てきているということです。食品としてテイクアウトする場合と食べるレストランサービスの区分が大変で、ヨーロッパでも各国みんな悩んでいるわけです。

わが国では、デパートとかコンビニなどはこの両方が混在しており、これをどうやって区分するのか、現代の目でこの問題を法律で区切りながら執行していくことは大変なコストがかかるわけで、そのようなものを今導入する必要があるのか、欧洲諸国のように一〇%を超える消費税率になれば仕方がないと考えますが、それまでは我慢する必要があるのでないかと考えています。

法人税を中心には、法人税を導入する必要があるのか、わが国法人の負担は高いのか（法人所得課税の実効税率の国際比較）

二、法人課税の検討に当たつて

さて法人税の話です。

この問題は、ことしの秋口突然のように出できて、いろいろ議論の結果、復興の臨時増税分だけは前倒し廃止する方向で年末に結論を出そうということになったのは御承知だと思います。本丸の

とで残っているわけです。これに対しても海外の投資家からは、アベノミクス第三の矢の最大の焦点は法人実効税率の引き下げだ、という期待が高まっている状況になっています。

(1) わが国法人の負担は高いか

さて、議論の前に法人税負担の概念を整理しておきます。財務省資料（資料8ページ）の法人所得課税の「実効税率」の国際比較における実効税率というのは、法人所得に対する地方税負担が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したもので、実質は「表面税率」、法定税率ともいう概念です。

本来の「実効税率」とは、法人が所得からどの程度法人税を支払っているかという指標、つまり支払法人税額を税引き前利益で割ったものです。

比較表でご覧になつたように、日本の法人税を

と、今度は逆転しているわけです。

高止まりさせている最大の要因は、地方の法人2税です。あとで触れますと、この地方税収に占める割合は、先進諸国で最も高い水準になつています。州を抱える米国やドイツといった分権国家は別として、単一国家においては法人税は国税となつており、地方にはありません。このあたりの日本特有の税体系をもう一度見直すということ

が、法人税実効税率の引き下げには不可欠だと思います。

これは、米国多国籍企業が、巧妙なタックスプランニングを行つていい結果です。アメリカ企業は世界に展開している企業が多いのですが、特許権、著作権、商標権、ノウハウ等の無体財産権をうまく低税率国に集めるようなスキームをつくっているので、現実の彼らの実効税率は非常に低いわけです。

さて、個別企業の財務データに基づく計算手法による法人実効税率の比較（経産省資料）を見てみましょう（資料9ページ）。日本の四〇・六ポイントは、米国の三〇・五ポイントを上回っています。先ほどの表面実効税率の財務省の資料（資料8ページ）によりますと、アメリカのほうが日本より少し高いのですが、本当の実効税率を見る

現在OECDにおいて、BEPS（税源浸食と利益移転）というコンセプトでいろいろな議論が始まっていますが、所得を低税率国に移転した成果が米国の低い法人実効税率につながつているわけです。いずれにしても、日本の法人税負担は諸外国と比べて高い水準にあることがわかります。

(日本の公的負担は英米に比べ高いが、仏独等よりも低い)

もとも、社会保険料負担まで合わせて考える

と、欧州は社会保険料雇用主負担が高く、それを合わせて企業負担を考えると、日本の負担は英國、米国に比べると高いものの、フランスやドイツよりは低い水準にあります（資料10ページ）。

そのため、わが国の法人実効税率を焦つて引き下げる必要はないという議論があることもメンションしておく方がフェアでしょう。

（法人税が国際展開する企業行動に与える影響）

ノーベル経済学賞を受賞したMirrleesは、有名な“Mirrlees Review”において Horstman and Markuse(1992) などの分析から、以下の四つの段階で、法人税が国際展開する企業行動に与える影響を整理しています（資料11ページ）。

第一段階は、直接投資の決定、つまり、自國で生産・輸出するか、海外で現地生産するかという局面です。

第二段階は、立地選択、つまり海外で現地生産する場合、どの国で生産するかという局面です。

第三段階は、投資水準の決定、つまり投資先を決定の上、どの程度の規模で投資するかという局面、

第四段階は利益の帰属先の決定、つまりどの国に利益を集中もしくは帰属させるかという局面です。

第一段階、第二段階では、平均実効税率が大きな要因になりますが、第三段階では限界実効税率、第四段階では表面税率が重要になると指摘しています。

この分析を日本に当てはめて考えるとどうなる

のでしようか。現在のような先行き経済が不透明で、企業も手元流動性を積み上げている状況下では、投資減税などにより限界実効税率を下げても、企業が投資水準を増加させるかどうかは疑問といえます。

一方、企業が生産能力拡大のために海外を含め投資先を決定する際の判断材料の一つが、法人実効税率の水準であることは間違いないありません。

従つて、わが国の現状を考えると、実効税率をしつかり引き下げて、地方を含むわが国経済の一層の空洞化を防止する必要がある、雇用を守る必要がある、これは必要な施策だということになると思いません。

加えてもうひとつ重要なことは、表面税率の引き下げです。わが国ではありません意識されていない

ようですが、第四段階の議論は重要です。我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域をみると、

対外直接投資は、上位から米国、オランダ、中国、ケイマン諸島と続きます。対内直接投資は、上位から米国、オランダ、フランス、ケイマン諸島、シンガポールとなつており、すでにわが国を取り巻くマネーが、タックスヘイブンを経由していることがうかがえるデータがあります（資料13ページ）。

従つて、このようなタックスプラニングを抑制するためにも、表面税率の引き下げ問題に対応していく必要があります。

（多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びています）

これは（資料12ページ）、イギリスのスターバックスの事例です。イギリスの法人税は高くはないのですが、周辺国のスイスとかオランダとかはもつと低いので、ロイヤリティーの支払いや利

払いなどを通じて英國法人の税負担を下げるこ
とをスター・バックスはやつていたわけです。それで
不買運動が起きたりして、一時金を政府に支払う
ことで決着しました。典型的なプランニングが行
われていたという例で、アマゾンやアップルは
もつと巧妙なタックス・プランニングを行つて実効法
人税負担を下げています。

(2) 法人税引き下げの論理と減税効果

(民間投資活性化等のための税制改正大綱 (一三
年一〇月一日))

以上の情報とともに法人税実効税率の引き下げ
を検討するわけです。前に戻りますが、7ページ
の資料は、自民党(与党)の一〇月一日に決まり
ました税制改正大綱です。復興特別法人税のほう
は一二月中に結論を得ることになっています。法
人税本体については、三つのことが書いてありま
す。「法人実効税率を引き下げるべきとの意見が
ある・・・わが国が直面する産業構造や事業環境
の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内
投資に確実につながっていくのか、その政策効果
を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場
合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国
でも行われたように政策減税の大幅な見直しなど
による課税ベースの拡大や、他税目での增收策に
よる財源確保を図る必要がある。こうした点を踏
まえつつ、法人実効税率の在り方について」検討
すると書いてあります。ここでは表面税率と実効
税率をきちつと使い分けて書いてあります。

要約すると、なぜ下げる必要があるのか。設備
投資を増加させるためなのか、日本の国際競争力
を高めるためなのか、そこを検証しなさい。そし
て、本当に雇用や国内投資に確実につながってい
くのか効果の検証、最後に、財源は課税ベースの

拡大によつてやるのか、それができなかつたら

「他税目での增收策」でやるのか、国でいえば所
得税、地方でいえば固定資産税とか住民税の增收
を図るのか。そういうことが書いてあるわけで
す。

(3) 今回の主役は地方法人税

(地方法人税を議論に巻き込むことが必要)

先ほど述べたように（資料8ページ）、我が國
の実効税率で高いのは、地方税である法人二税に
大きな原因があるので、地方税を議論に巻き込ま
ないといけない。国税としての法人税の表面税率
は二五・五%で、中国とほとんど一緒の水準で
す。国税だけとつてみますとフランスやアメリカ
よりもはるかに低いわけで、地方税を巻き込まな
いと下がらないというのは誰が見てもわかること
です。

(すでに地方法人税の議論は始まつてゐる)

実は地方法人税は、別途、税収の偏在性、不安
定性という大きな問題を抱えています。地方に法
人税があるために地方の税収が非常に不安定に
なつてゐる（資料15、17ページ）。そこで、既に
議論を開始していきます（資料14ページ）。地方財
政審議会「地方法人課税のあり方等を検討する検
討会」（会長 神野直彦教授、第一回平成二四年九
月二〇日）が開かれ、全国知事会「地方税財政制
度研究会」（座長 植田和弘教授、第一回平成二四
年九月七日）でも、国の消費税と地方法人課税の
税源交換や地方共有税、「地方共同税」（地方税の
一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組
み）など、地方税制における税源偏在の是正方策
について、法制的な課題を含め幅広く検討されて
います。東京都税制調査会（座長 横山彰教授）
でも議論が行われていてます。

地方事業税と法人住民税（法人一税）の課題は、税収の不安定性や偏在性を小さくするということですが（資料18ページ）、これについては、これまで大きな改革が二度にわたって行われきました。一つが九〇年代の外形標準課税導入で、もう一つは、二〇〇八年に行われた暫定的な改革としての地方法人特別税の導入です。しかしいずれも不十分で、この問題（不安定性と偏在性の是正）の解決のためには抜本的な見直しが必要です。ちなみに小泉時代の三位一体の改革（補助金や交付税改革と合わせた税源移譲）ではこの問題はわきに置かれました。

とりわけ問題は法人事業税です。この税は古い起源をもつ税です。明治時代以降、所得ではなく付加価値を基準とした税として位置付けられていました。昭和二十五年にはシャウプ勧告により地方税としての加算型付加価値税が創設されました。が、当時の日本人には理解が得られませんでした。そこで、昭和二九年には廃止されました。そして、本来付加価値税であるべきはずの法人事業税が、わかりやすいからということで所得課税となり今日まで続いているわけです。平成一六年に、本来の姿に戻そうという議論が起き、一部に、外形標準課税が導入されました。

しかし地方の一人当たり税収の格差は最大約八倍に広がっており、消費税の約二倍と比較してあまりにも違いが大きいというのが現状です。こうしたことを踏まえ、平成二〇年には税収格差縮小のために地方法人特別税が暫定措置として創設されます。その結果、東京都は平成二〇年度において三〇〇〇億円の減収となり、反発したことは記憶に新しいところです。

地方法人特別税の平成二〇年度税収見込みは二・六兆円でした。これはちょうど消費税率一%

分に相当します。これは偶然ではありません。当時は、将来の抜本的税制改正つまり消費税率を引き上げる際には、その一%分を地方消費税として地方に譲与して地方法人特別税は廃止する、という共通認識があつたと思います。それによって、税収の不安定性や偏在性といった問題もある程度解消することができる、と期待していたわけです。

ところが今回の消費税率見直しの議論において、

民主党政権時ですが、消費税引き上げ分は社会保障にしか使わないという縛りが行われました。一%分を地方消費税に置き換えるという前提が崩れてしまつたわけです。そこで法人実効税率の引き下げという課題が残つてしまつた。

（税制抜本改革法七条）

税制抜本改革法（「社会保障の安定財源の確保

等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」）七条（資料19ページ）には、「五地方税制については、次に定めるとおり検討すること。イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」とあります。

この改革法に見直しを行ふと書いてあるので、法律上の義務として、この一二月までに本当に見直さないといけないので。しかし、どのように抜本的に見直すのか、議論は混迷しており現在も議論が続いているわけです。（注、平成二六年度改正では、法人住民税の国税化、交付税化が行われ、抜本的な見直しは先送りされた。）

(地方税収の構成割合の国際比較)

長く話をしましたが、地方の税の話は、下げる、下げるとはみんな言いますが、簡単ではないということです。しかし、ここに手を付けなければ改革はないと思います。

資料20ページは、地財審でも報告したものですが、地方税収の構成割合の国際比較（二〇一〇年）をみると、スウェーデンは九七・四%を個人所得課税が占めています。英国は一〇〇%、資産課税で地方財源をまかなっています。フランスは六四・二%が資産課税、二五・六%が消費課税となっています。

そして日本は法人所得課税一三・九%、個人所得課税三四・五%、資産課税三一・一%、消費課税一九・四%となっていますが、英國、フランスといった单一国家には基本的に法人税はありません。

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

その理由は、法人税は誰が負担する税なのかよくわからない税であること、法人には選挙権がなく過重な負担になりかねないことなどで、基本的に国税として構築されているのです。

ドイツ、米国、カナダといった分権国家では州税として法人税がありますが、縮小される傾向にあります。いずれにしても、日本ほど大きな比重で地方に法人課税のある国は見当たりません。

(4) 課税ベースの拡大

(課税ベース拡大策)

「地方法人税の見直し」と「法人実効税率引き下げ」という二つの議論を整合させるためには、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げていく、という方法しかありません。地方税の場合には、固定資産税や個人住民税などの課税ベースを広げ税収の安定性を確保しつつ、その財源で税率を

を引き下げていく、これが解決の方向だと考えて
います。

また、国税の課税ベース拡大としては、これから述べるよう、租税特別措置や減価償却の見直しが必要となるでしょう。レーガン第二期の税制改革では、重厚長大産業への租税特例措置、加速度償却などをほぼすべて撤廃しました。その財源で法人税率を一〇ポイント以上引き下げました。同時に所得税の課税ベースなども広げ、税率を引き下げています。

その結果、西海岸のシリコンバレーが育ちました。大学を卒業した若者が、さまざまなアントレプレナーシップを發揮してガレージなどで事業を始めるようになったのです。これが今日の米国のＩＴ産業の基礎をつくったといえます。

実効税率を一〇ポイント以上引き下げたことで、大きな効果を生み出したわけです。したがつ

て、さまざまな課税ベースの拡大を考えることが重要でしょう。

もう一つ重要なことは、「課税ベースの拡大」を、税調大綱には「財源として」と書いてあります。が、私は、課税ベースの見直しは、財源だけでなく法人税を公平なものにするという観点から見直すべきではないかと思います。

例えば、赤字法人への課税です。なぜ赤字法人が多いのか。これは日本独特の法人のタックスプランニングですが、これに対する手段を考えはどうか。あるいは、宗教法人とか社会福祉法人。社会福祉法人は、巨額な内部留保を持つているうえに、税制優遇がされていて、さらに補助金も出ています。しかし、現在社福法人のやっていることと民間のやっていることは競合する事業が多くあります。一方は法人税を払いながら事業をやつていて、一方は補助金をもらって、税制優遇が

あつて、事業をやつている。これだけ民間の活力

でしょ。

が出てきている中でもう一度見直すべきではないか。

では、課税ベースの拡大というのはどんなことがあるのか。これを考えるには、二〇一一年度、菅内閣のときにやつた改正項目を見ることが有益です。カ不目として多いのは減価償却だと思います。

(減価償却の見直し)

ドイツはマルケル政権の時、課税ベースを広げて法人税率を半分にしたわけですが、財源として減価償却の定額法を導入しました。(資料22ページ)。減価償却はしょせん期間損益なので、これを財源にして恒久的に税率を引き下げるところがあるなら、企業にとつてはありがたい話のはずです。また、繰越欠損金の制限などの話も出てくる

(租税特別措置—租特透明化法の活用)

もう一つ重要なのは租税特別措置です。租特透明化法ができ、これに基づいて企業ごとの租税特別措置の使用状況が国会に報告されています。これを見たら、適用ゼロという租特が山のようにあります。特に特定地域の租特は使われていない。

それを全部整理して、財源は出ませんが公平性の拡大につなげる改革をやつてはどうでしょう。

もつともこれは、安倍政権が秋にやつたことを自己否定することにもなるのではたしてできるかどうか。

(地方税の課税ベース拡大策)

それから、地方税の課税ベースでは、固定資産税の見直しです。課税ベースにはいっぱい穴があ

いています。生産緑地などちょっと植木を植えるだけで農地並み課税になつて、事実上非課税です。新築住宅は六分の一課税です。そういうものを整理・縮小して、地方税で財源を出していくことが必要ではないかと私は思います。

(5) 法人税パラドクス

(法人税(法定)率の推移)

最後の話になります。冷戦後のOECD諸国の状況は、法人税パラドクスと呼ばれて議論になっています。

これは(資料23ページ)、OECD諸国の法定税率(表面税率)の冷戦後10年ぐらいの変化です。どの国も表面税率を下げてきて、平均的には

一九八二年から一〇〇六年の間に表面税率は二〇%ぐらい下がっています。冷戦後のタックスコンペティションです。Race to the Bottomと言わ

れ、ポーランドが下げたらドイツも下げる、ドイツが下げる then フランスも下げる、またポーランドも下げるということが何回も繰り返されてこうなったわけです。

(法人税収のGDP比)

ところが、今度は各国のGDPに占める法人税収の割合を見ますと(資料24ページ)、一九九四～二〇〇四年の一〇年間は、逆に増えています。ほほどの国もふえていています。もちろん景気の問題とかいろいろあつたかもしませんが、表面法人税率が二〇%も下がっているにもかかわらず、GDP比で税収を見ると増えている。

(欧洲諸国で法人税パラドクスはなぜ生じたか)

これは法人税パラドクスということであり、いろいろな研究の成果があります。一番オーソドックス

な研究成果を見ると（資料25ページ）、法人税パラドクスが生じた要因を三つに分解して、各国ごとに分析しています。

一番目は、確かに表面税率は下げたけれども、各国とも課税ベースは広げている。だから、実効税率は安定的になつていているということです。

二番目は、個人から法人へのシフトが進んでいます。

三番目が重要ですが、法人税がグッと下がったために、企業所得の割合が非常にふえている。これはアントレプレナーシップの発揮が見られたためということです。

これを日本に当てはめますと、法人税のパラドクスが生じるためには、併せて課税ベースの拡大と新規企業が起きるような規制緩和とか成長戦略が大事ということです。日本ではその成長戦略そのものが法人税の引き下げになっていますから、

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

うまくマネージしていくには非常にいい流れが起きる。

ただしこれは「おつり」と考えたほうがいいと思います。税収増を図るために税率を下げるということではなく、法人税を下げて賃金が上がり、企業業績も上がつて、それが株価の上昇を通じて、法人税の增收・国家の税収増というふうに流れていけば、ワイン・ワインのサイクルができる、このことが欧州では実証的に見られたということです。

（利益計上法人と欠損法人）

もう一つ、欠損法人が多い（資料26ページ）。七割が欠損法人だから、法人税を下げても効果がないという議論があります。私はこれは別の問題だと思います。欠損法人が多いのは、規模の小さい中小法人です。なぜ多いかというと、基本的に

タックスプランニングです。

日本の場合、法人の九八%が同族会社です。そ

の中にまた一人オーナー会社というのがあります。彼らは法人成りをして、法人所得を家族に分散しながら、社長の給与として経費で控除し、さらにはそれは給与所得控除の対象になる、二度控除、これが典型的なプランニングで赤字法人が多い最大の原因だと思います。

この問題と、日本の法人所得の半分以上を稼い

でいる元気のいい資本金一億円超の企業の減税とは、分けて考えるべきではないかと思つています。いずれにしても、法人税改革は多くの利害を調整する必要がある。平成二六年度改正では無理でも、平成二七年度改正では実行できるように、年明けから本格的な議論を行うことが必要です。

私の話はこれで終わりたいと思います。（拍手）

森本理事長 大変貴重なお話をありがとうございました。

それでは、いろいろ質問もあるうかと思ひます。質問のございます方は手を挙げてお願いいたします。——質問が出るまでの間、私がつなぎで質問させていただきます。

先ほどの最後の法人税パラドクスのグラフを見ますと、日本だけパラドクスが起きていないよう見えます。

それから、法人実効税率を下げるという議論をしたときに、麻生大臣が割と反対でした。その理由としては、七割が法人税を納めていないことと、法人税を下げても内部留保がふえるだけではないかとおっしゃっていたような気がします。その辺についての森信先生の見解をお聞かせいただければと思います。

森信 最初に、日本はパラドクスが起きていない

ではないかというご質問ですが、それは小済減税といわれる、課税ベースの拡大なしの大規模減税が行われたことによると思います。これが大きな税収減につながっているということです。

二番目の御質問は、先ほど言いましたように、日本の法人の七割が赤字法人、欠損法人です（資料26ページ）。これは税務上欠損で、企業会計上の欠損ではありません。

資本金別に見ますと（資料26ページ）、資本金一億円以下の会社に圧倒的に多い。資本金一億円超の会社に限つて見ますと、赤字法人の割合は半分以下に減少します。逆に言えば、一億円以下の法人の赤字法人割合は、八〇%とか、規模によつては九〇%とかの赤字です。しかも、五年連続赤字法人の数が半分ぐらいあります。

結局この赤字は、タックスプランニングによつて作られたもので、その原因は役員給与と給与所得

控除の2回控除にある、そこで、これを閉じることを考える必要があるわけですが、そのことと法人実効税率の引き下げとは別問題だということです。

内部留保については、手元流動性、現預金が二三三〇兆円ぐらいある。そういう状況で投資減税をやつても投資の増加はないのではないかと私も思います。だから、そこで各種の投資減税を整理しながら、その財源で法人の実効税率を下げていこうようにすべきではないかと思います。

もう一つ申し上げたいことがあります。一月九日（先週土曜日）の日経の一面に非課税の私的年金制度を創設というのが出ていました。これは金融庁で有識者会議をつくつてその中で議論するということで、これから議論です。

この非課税の私的年金創設は、日本版IRAと呼ばれていますが、私はここでも一回講演させて

いただいたことがあります。証券業協会の増井副会長などと一緒に数年間研究して、日本版IRAの提言も行っています。ジャパン・タックス・インスティチュートのホームページ(<http://www.japantax.jp/>)からご覧いただけます。また、「日本版IRAの具体的提案」という本を金融財政事情研究会から出しています。

日本の年金制度の議論は公的年金ばかりですが、この議論ばかりだと税金が幾らあっても足りなくなる。ヨーロッパの年金議論は、公的年金から私的年金にシフトしており、そこに税制優遇を付けてトータルとして老後の生活をきっちりと自助努力で積み立てるようしようという方向になっています。スウェーデンは一部積み立て制を導入し、ドイツはリースター年金、イギリスはステークホルダー年金という私的年金を作り税制優遇しております。

日本の企業年金は縦型でごちやごちや、401k個人型もほとんど普及していない。これらを整理統合して、ユニバーサルに、誰でも入れる私的年金を日本版IRAとして導入したらどうかという提言をずっとしてきました。やっと動き始めたという感じです。

森本理事長 森信先生、本日は大変ありがとうございます。（拍手）

（もりのぶ・しげき・中央大学法科大学院教授）

（本稿は、平成二五年十一月十一日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

森 信 茂 樹 氏

中央大学法科大学院教授・(社) ジャパン・タックス・インスティチュート所長、
東京財團上席研究員、学位 法学博士（租税法）

略 歴

| | |
|------------|--|
| 1950年 | 広島市生まれ |
| 1973年 | 京都大学法学部卒業、大蔵省入省 |
| 1979－1980年 | 東京国税局 茂原税務署長 関税局、国際金融局、銀行局の課長補佐を歴任 |
| 1981－1983年 | 在ソ連日本大使館 一等書記官 |
| 1983－1985年 | 在ロスアンジェルス総領事館 領事 |
| 1988－1991年 | ロンドン駐在大蔵省参事（輸銀出向）（兼国際金融情報センターロンドン事務所長） |
| 1991年 | 大臣官房企画官（証券局） |
| 1992年 | 証券局 調査室長 |
| 1993年 | 主税局 調査課長 |
| 1995年 | 主税局 税制第二課長 |
| 1997年 | 主税局 総務課長 |
| 1998－2001年 | 大阪大学法学研究科教授（租税法、租税政策） |
| 2001年 | 東京大学法学政治学研究科（ビジネスローセンター）客員教授（兼務） |
| 2001－2002年 | 財務省財務総合政策研究所次長、政策研究院大学客員教授 |
| 2003－2004年 | 東京税閥長 |
| 2004年 | プリンストン大学客員研究員・講師、コロンビアロースクール客員研究員 |
| 2005年 | 財務省財務総合政策研究所長 |
| 2006年 | 財務省退官、中央大学法科大学院教授、 (社)ジャパン・タックス・インスティチュート設立 |
| 2007年 | 東京財團上席研究員 |
| 2010－2012年 | 政府税制調査会専門家委員会特別委員 |

（著書）

- 「消費税、常識のウソ」（朝日新書 2012年）
- 「マイナンバー」（共著 金融財政事情研究会 2012）
- 「どうなる？どうする！共通番号」（共著 日本経済新聞出版社 2011）
- 「日本の税制 何が問題か」（岩波書店 2010年）
- 「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」金融財政事情研究会 2010）
- 「給付つき税額控除」（中央経済社 2008年）
- 「抜本的税制改革と消費税」（大蔵財務協会 2007年）
- 「日本がよみがえる 租税政策」（中公新書 ラクレ2003年）
- 「わが国所得税課税ベースの研究」（日本租税研究協会 2002年）
- 「日本の税制」（PHP 新書 2001年）
- 「日本の消費税」（納税協会連合会 2000年）
- 「大学教授物語」（時評社 2000年）
- 「欧州金融新秩序」（日本経済新聞社 1991年）
- 「ソ連経済最新事情」（東洋経済新報社 1983年）他

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

証券経済研究所講演(13年11月11日)
中央大学法科大学院教授 森信茂樹

1

消費税の軽減税率について (平成25年度自民党税制改正大綱)

- 消費税率10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で・協議し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに・結論を得るものとする。
- 協議すべき事項
 - 対象、品目、軽減する消費税率、
 - 財源の確保
 - インボイス制度など区分経理のための制度の整備
 - 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

2

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

| 諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例 | | |
|---------------------------|---------------------------|---|
| 外食と食料品の違い | | |
| 【フランス】 | | |
| 標準税率 (19.6%) | 軽減税率 (5.5%) | 備考 |
| | | フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。 |
| | | マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを販売する農業家を保護するためといわれている。 |
| | | 昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。 |
| カカオ含有量 50%以上のチョコレート製品 | カカオ含有量 50%未満のチョコレート製品 | カカオの含有量によって異なる税率が適用される。 |
| 出所) 各国聞き取り調査等に基づく。 | | |
| 【イギリス】 | | |
| 標準税率 (20%) | 軽減税率 (0%) | 備考 |
| | | デリカテッセンなどスーパーマンマークーなど高級品の惣菜 |
| 【ドイツ】 | | |
| 標準税率 (19%) | 軽減税率 (7%) | 備考 |
| | | 同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。 |
| 【カナダ】 | | |
| 標準税率 (19%) | 軽減税率 (0%) | 備考 |
| | | ドーナツなどのお菓子についてその量でぐるぐるかかるかを、適用税率を区分する指標としている。 正味個数が少ない場合(5個以下)には、その量で食べるもののとなるとして税率反転が適用される。 |

3

| 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|---------|---------|-----------|----|--------|----|------------|------|---|---------|---------|--|--|---------|---|-------|--------|--|--|-------|---|--------|--------|--|--|--|--|--|-----|-----------|
| 「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [日本] 請求書 | イギリス A FULL TAX INVOICE | 課税事業者の登録番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>イニシアチブな 記載義務なし</p> <p>14年11月20日 No.</p> <p>株式会社 ○○商事 様 株式会社 △△商事</p> <p>丁印 千代田区霞が関3-1-1</p> <p>丁印のとおり御請求申し上げます</p> <p>税込合計金額 ￥1,050,000 (税率 5% 消費税抜き)</p> <table border="1"> <tr> <td>月 日</td> <td>品名</td> <td>数量</td> <td>単価</td> <td>金額(税込)</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>11/20/2014</td> <td>パソコン</td> <td>5</td> <td>174,000</td> <td>870,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>CDプレーヤー</td> <td>8</td> <td>8,000</td> <td>64,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プリンター</td> <td>3</td> <td>22,000</td> <td>66,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>合 計</td> <td>1,000,000</td> </tr> </table> | | | 月 日 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額(税込) | 摘要 | 11/20/2014 | パソコン | 5 | 174,000 | 870,000 | | | CDプレーヤー | 8 | 8,000 | 64,000 | | | プリンター | 3 | 22,000 | 66,000 | | | | | | 合 計 | 1,000,000 |
| 月 日 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額(税込) | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/20/2014 | パソコン | 5 | 174,000 | 870,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | CDプレーヤー | 8 | 8,000 | 64,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プリンター | 3 | 22,000 | 66,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 合 計 | 1,000,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>適用税率・税額の記載を義務付け</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。</p> <p>○ 「インボイス方式」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。 ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。 <p>(注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4

資料情報制度の国際比較(個人)

| | | 日本 | アメリカ | イギリス | オランダ | スウェーデン | 韓国 |
|------|-------------|------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| フロー | 納税者番号 | ○(2016) | ○ | ○(注3) | ○ | ○ | ○ |
| | 金融所得 | 利子 配当 株式譲渡 | ×(注1) ○ ○ | ○ ○ ○ | ○ × ○ | ○ ○ ○ | ○(注1) ○ ○ |
| | 事業所得 | × | × | × | × | × | ○(注10) |
| | 給与所得 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 不動産譲渡 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 国内送金、預金の入出金 | × | ○ | × | 不明 | 不明 | ○(注11) |
| | 海外送金 | ○ | ○ | × | 不明 | 不明 | |
| | 預貯金口座開設 | | △(注2) | × | | | |
| | 金融資産 | 預貯金残高 | | × | | | △(注12) |
| | 株式保有 | | △(注14) | × | ○ | × | △(注13) |
| ストック | 不動産 | | × | × | ○ | | × |
| | 金地金 | | △(注15) | × | ○ | 不明 | ○ |
| | 海外資産 | | | ○ | ○ | 不明 | |
| | | | | | | | |

(注1)源泉分離課税

(注2)金融保有義務あり。当局から申請があれば顯示。

(注3)イギリスにおいては、納税者番号制度がないが、国民保険番号(National Insurance Number)が役務目的に一部用いられている。

法資料提出義務者、税務当局のためにして、法定資料を提出しなければならない。

(注4)株式保有登録義務がある場合、登録義務者についても同様に報告する義務がある。

(注5)日本では1月1日時点の定期持株と株式保有情報を報告する義務がある。

(注6)報酬対象といわれた売却価格である。

(注7)2009年を最後に富裕層が少なくなったから、所得課税、從来の対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

(注8)2009年を最後に富裕層が少なくなったから、所得課税、從来の対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

(注9)すべての金融機関のデータが国税庁へ提出される。一定額以上の移動の場合、国税庁、金融監督院に資金の根拠となる帳票の提示義務がある。

(注10)政府機関である金融監督委員会がすべての金融機関が保管する関連情報を集約して保有する。国税庁は決算はそのデータへアクセスできないが、必要に応じてアクセスすることができる。

(注11)国土海洋省が不動産登記管轄の所有登記によって、所有者は登記簿に記載され、登記簿は国土海洋省から定期的に不動産所有情報を受領し自身でデーターを更新する。登記簿は所有登記の際に登記料が支払われる。登記簿が所有に供するデーターはなら不動産ストックの推移ができるところから大いに利用される。

(注12)年42000万円を超える会社は財産及び債務の明細書を国税庁に提出する義務を負う。

(注13)5000万円を超える外財産を有する居住者「国外資産調査」を提出する義務を負う。2013年実行時点の申告から適用。

(出典)税務省、OECD Tax Administration and Information Network—OECD Countries Comparative Information Series (28 January 2000)、2013年3月20、21日の最新版由来、国税庁、税務研究室での調査に基づき(ヨハリヤング 5

法人課税の検討に当たって

- ・ わが国法人の負担は高いか
 - 法人実効税率による比較、社会保険料を含めた比較
 - 低下する米国法人実効税率(米系多国籍企業の租税回避)
- ・ 法人税引き下げの論理と減税効果
 - 投資増・生産性向上・雇用増・国際競争力
 - 他国に流出した企業所得の取り戻し(租税回避防止)
 - 外国企業の対日投資の呼び込み
 - 減税分は、投資・配当・賞金増?→「内部留保議論」
- ・ 今回の主役は地方法人税
 - 地方法人2税は税収偏在・不安定の問題があり從来から改革にむけて検討されてきた。暫定措置としての地方法人特別税の導入。年末までに改革案)。
 - 法人税改革と地方税改革を合わせて行うことが必要(政治決断が必要)
 - 地方分権・税源移譲論、三位一体型改革
- ・ 最大の課題は財源
 - 5%引き下げには2兆円の財源
- ・ 法人税パラドックスを引き起こすためには、課税ベース拡大と規制緩和・成長戦略とのパッケージが必要

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

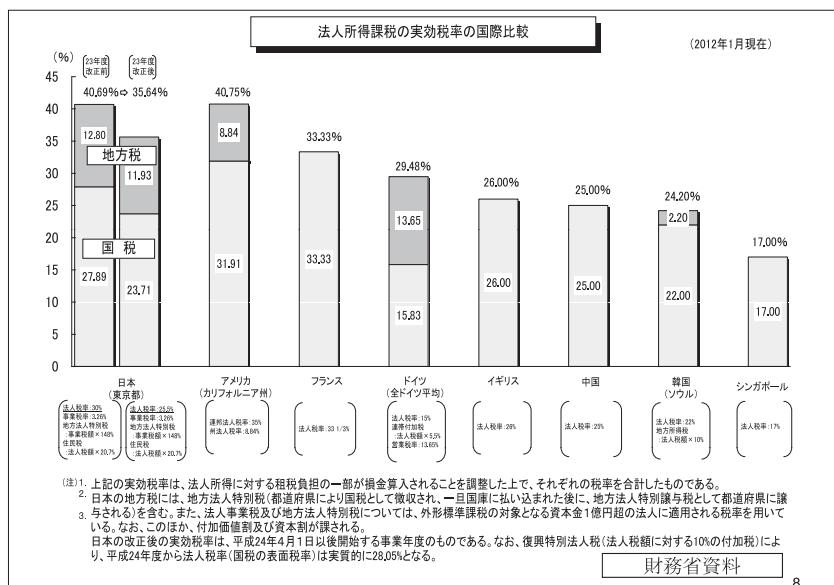
法人税に関する記述

・民間投資活性化等のための税制改正大綱(13年10月1日)

「復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、…………12月中に結論を得る。」

「なお、法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある。わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での增收策による財源確保を図る必要がある。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始することとする。」

7

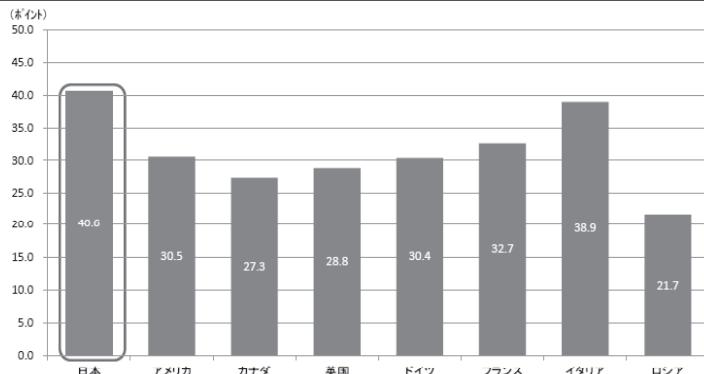


個別企業の財務データに基づく計測手法 法人実効税率の比較 経産省資料

○ 日本の法人税負担は諸外国と比べて高い。

【メリット】分子が実際の法人税額のため、税額控除等の影響が考慮されており、また欠損法人が除かれている。

【デメリット】連結ベースで比較しているため、海外売上高や海外で納税した法人税等が含まれており、各国の法人税負担を正確に計算できていない。



(注1)対象企業は、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)、MICEX指標(露)に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業(金融・保険業及び税金等調整前当期利益若しくは法人税等がマイナス、若しくは従業員数の記載がない事業年度を除く)。

(注2)各企業の法人税負担割合は利益を100としたとき、法人課税実負担割合及び社会保険料事業主負担をそれぞれ指標化して合算

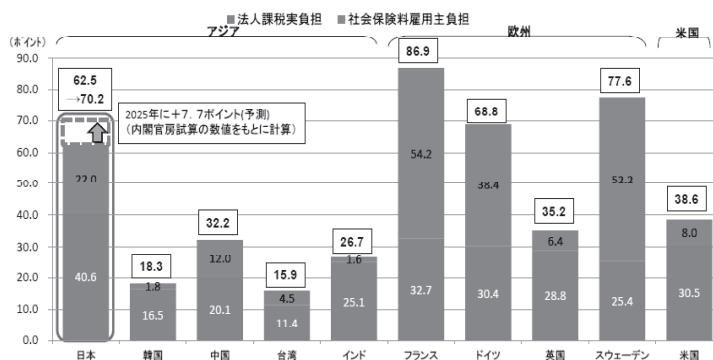
(出所)法人税実負担については、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)(以上、2006~2010FY)、MICEX指標(露)(以上、2007~2009FY)を用いて計算。

9

○ 日本の公的負担は英米に比べ高いが、仏独等よりは低い。

【メリット】分子が実際の法人税額のため、税額控除等の影響が考慮されており、また欠損法人が除かれている。

【デメリット】連結ベースで比較しているため、海外売上高や海外で納税した法人税等が含まれており、各国の法人税負担を正確に計算できていない。



(注1)対象企業は、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)、MICEX指標(露)に採用されている企業のうち、財務データが取得可能な企業(金融・保険業及び税金等調整前当期利益若しくは法人税等がマイナス、若しくは従業員数の記載がない事業年度を除く)。

(注2)各企業の公的負担割合は利益を100としたとき、法人課税実負担割合及び社会保険料事業主負担をそれぞれ指標化して合算

(出所)公的負担については、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)(以上、2006~2010FY)、MICEX指標(露)(以上、2007~2009FY)を用いて計算。

社会保険料事業主負担については、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)(以上、2006~2010FY)、MICEX指標(露)(以上、2007~2009FY)を用いて計算。

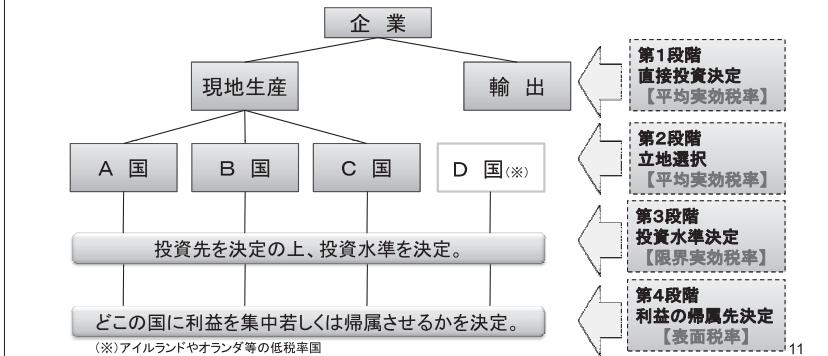
社会保険料事業主負担については、Nikkei225(日)、SP1200(米、仏、独、英、伊、加)(以上、2006~2010FY)、MICEX指標(露)(以上、2007~2009FY)を用いて計算。

経済産業省資料

10

消費増税決定後の税制の課題 法人税を中心に

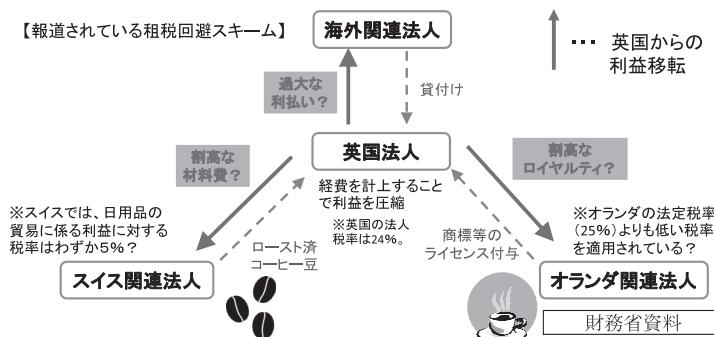
- Mirrlees Reviewでは、Horstman and Markuse(1992)等の分析から、以下の4つの段階で、法人税が国際展開する企業行動に与える影響を整理できる。
 - ・第1段階：自国内で生産・輸出するか、海外で現地生産（直接投資）するかを決定。
 - ・第2段階：海外で現地生産する場合、どこの国で生産するかを決定。
 - ・第3段階：投資先を決定の上、どの程度の規模で投資するかを決定。
 - ・第4段階：どこの国に利益を集中若しくは帰属させるかを決定。
- 意思決定の各段階において参考とする税率は異なってくる。



多国籍企業の租税回避が国際的な批判を浴びている①

スター・バックス英国法人の租税回避（報道ベース）

- 1998年に英国での事業を開始して以来、30億ポンド（4500億円）の売上があったが、多額の損失が同時に計上されたため法人税の納付額はわずかに860万ポンド（13億円）。
- 2012年後半、同法人が低税率国に利益を移転しているとの報道がなされ、消費者の不買運動などの批判が高まった。英議会は、同法人の幹部を喚問。
- 同法人は2013年から2年間で最低2000万ポンド（30億円）の税金を支払うことをコミット。



| 我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域 | | | | | | |
|----------------------|------|--------------------|-----------|--------|-------------|--------|
| 対外直接投資 | | | 対内直接投資 | | | |
| | 国・地域 | 直接投資残高 (2011年末) | 直接投資(フロー) | | (単位:億円) | |
| | | | 2010年 | 2011年 | 2010年 | 2011年 |
| 1 アメリカ | | 213,708 | 7,968 | 11,530 | 1 アメリカ | 55,003 |
| 2 オランダ | | 65,895 | 2,949 | 4,256 | 2 オランダ | 30,978 |
| 3 中国 | | 64,677 | 6,284 | 10,046 | 3 フランス | 15,905 |
| 4 ケイマン諸島 | | 52,733 | △ 1,583 | 74 | 4 ケイマン諸島 | 14,322 |
| 5 オーストラリア | | 38,033 | 5,622 | 6,493 | 5 シンガポール | 12,405 |
| 6 英国 | | 37,384 | 3,885 | 11,217 | 6 英国 | 12,229 |
| 7 タイ | | 27,287 | 1,983 | 5,576 | 7 ドイツ | 7,488 |
| 8 ブラジル | | 26,360 | 3,745 | 6,536 | 8 スイス | 4,787 |
| 9 シンガポール | | 24,592 | 3,319 | 3,517 | 9 香港 | 3,556 |
| 10 大韓民国 | | 13,938 | 936 | 1,844 | 10 ルクセンブルク | 3,280 |
| 11 香港 | | 13,288 | 1,768 | 1,181 | 11 台湾 | 1,884 |
| 12 ドイツ | | 12,900 | △ 310 | 1,732 | 12 大韓民国 | 1,729 |
| 13 インドネシア | | 12,269 | 409 | 2,876 | 13 カナダ | 1,518 |
| 14 フランス | | 12,266 | 475 | 89 | 14 スウェーデン | 875 |
| 15 インド | | 11,958 | 2,411 | 1,814 | 15 オーストラリア | 875 |
| 16 ベルギー | | 11,444 | △ 157 | △ 123 | 16 イタリア | 807 |
| 17 台湾 | | 9,136 | △ 101 | 685 | 17 中国 | 435 |
| 18 マレーシア | | 8,697 | 908 | 1,148 | 18 マレーシア | 427 |
| 19 カナダ | | 8,279 | △ 157 | 349 | 19 スペイン | 295 |
| 20 フィリピン | | 7,932 | 433 | 807 | 20 ニュージーランド | 202 |

(備考) 直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。
 (出所) 日本銀行「国際收支統計」

13

| すでに地方法人税の議論は始まっている | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地方財政審議会「地方法人課税のあり方等を検討する検討会」（会長 神野直彦教授）報告書公表（平成25年10月） 法人住民税の交付税化を主張 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 全国知事会「地方税財政制度研究会」（座長 植田和弘教授） | | | | | | |
| <p>国 の 消 費 税 と 地 方 法 人 課 稅 の 税 源 交 換 や 地 方 共 有 税 、 「 地 方 共 同 税 」 (地 方 税 の 一 部 を 地 方 の 共 通 財 源 と 位 置 付 け 調 整 す る 仕 組 納) な ど 、 地 方 税 制 に お け る 税 源 偏 在 の 是 正 方 策 に つ い て 、 法 制 的 な 課 題 を 含 め 、 幅 広 く 検 討 し 、 13 年 度 に 報 告 と り まと め 。</p> | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 東京都税制調査会（座長 横山彰教授） | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 財政制度審議会は地方法人特別税の恒久化？ | | | | | | |

14

地方法人税改革—地方事業税と法人住民税 (法人2税)の課題

税収の不安定性、偏在性の問題を解決するため、三つ巴の戦い

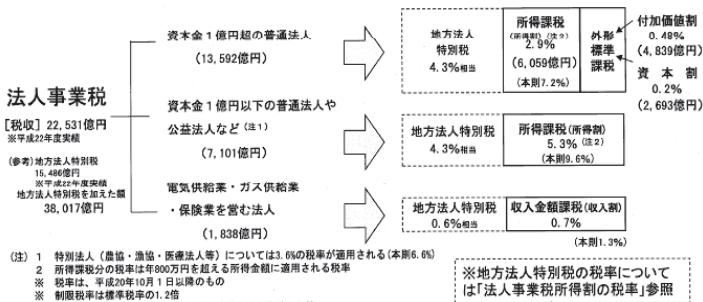
- ・法人事業税については、外形標準課税導入と暫定的な改革として地方法人特別税の導入が行われてきた。本年12月までに地方法人特別税は抜本的見直し。
- ・消費税増税法では、「抜本的な見直しを行うこと」と記載
- ・消費税率8%への引上げが偏在性を拡大、そこで総務省は、法人住民税の交付税化を提案。東京都は反発。
- ・財務省は、特別地方法人税の拡充を提案？

15

法人事業税の概要

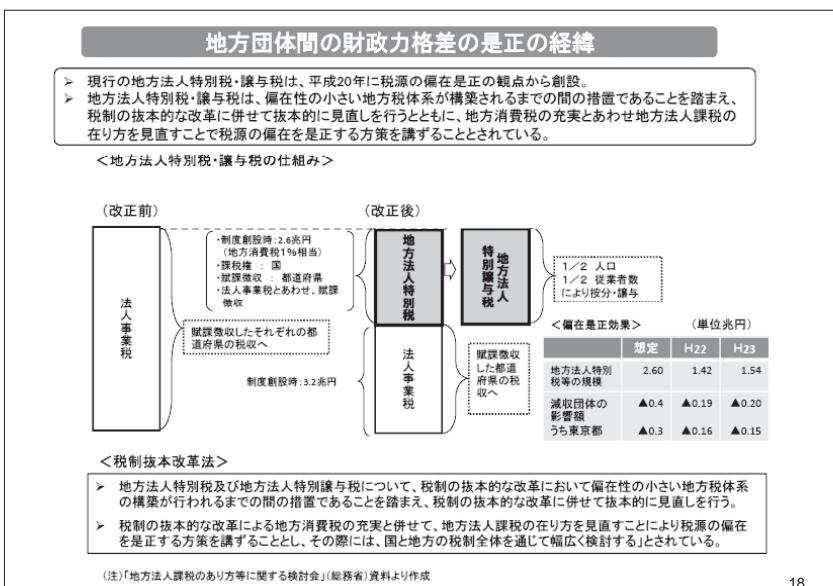
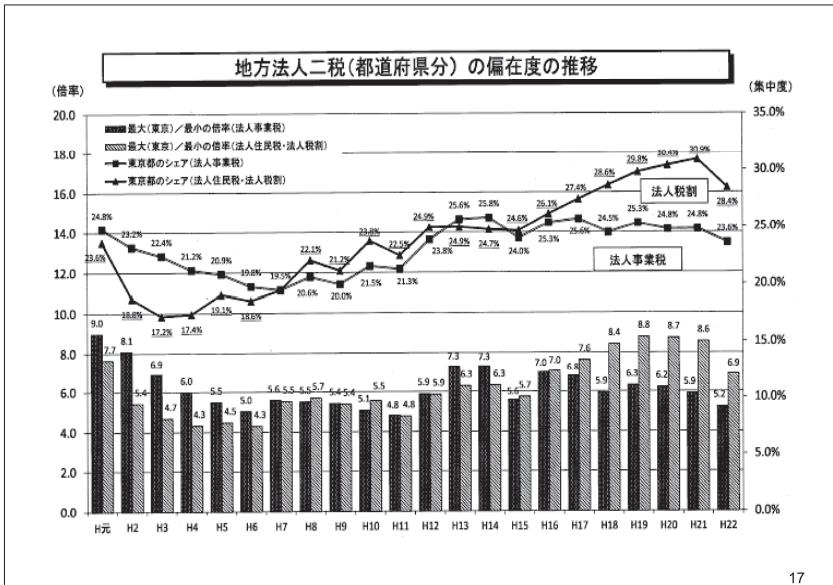
法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税対象として課する税である
(平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

※消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設 (平成20年10月1日以後に開始する事業年度から)



※地方法人特別税の税率について
は「法人事業税所得割の税率」参照

16



税制抜本改革法（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」）7条

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

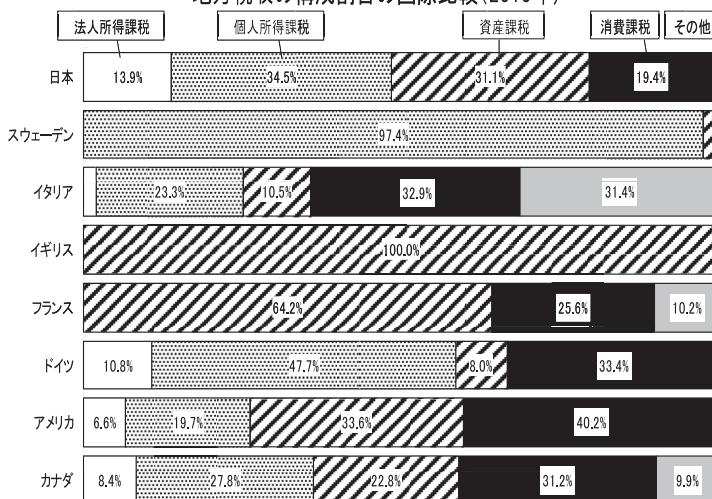
五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

19

地方税収の構成割合の国際比較(2010年)



(注)ドイツ、アメリカ、カナダは州と市町村を合算した数値を使用。

(資料)OECD「Revenue Statistics 2010」

20

課税ベースの拡大策とは

- 11年度改正の項目
- 減価償却
- 租税特別措置(租特透明化法の活用)
- 地方税の課税ベース拡大
法人住民税・均等割の拡大
固定資産税(特別措置の廃止・縮小)
個人住民税の課税最低限の引き上げ

21

減価償却の見直し(11年度改正)

改正概要

- 減価償却制度については、平成23年度以降に取得をする資産の定率法の償却率を200%(現行250%)とする。

【企業の投資に係る税率の国際比較】

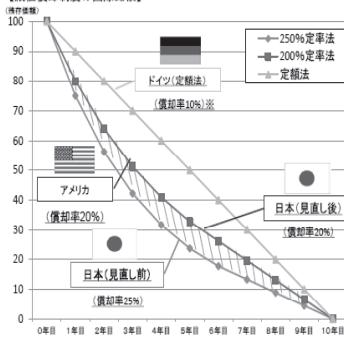
| 米国 | 英国 | ドイツ | 日本 | |
|-----|-----|-----|--------------------|--------------------|
| | | | 250% 定率法 (見直し前) | 200% 定率法 (見直し後) |
| 15% | 22% | 23% | 23% | 23%(±0) |

(参考)

- 法人実効税率5%引下げと200%定率法への見直し
「企業の活動全体にかかる税率が27%(-2%)、
・企業の投資にかかる税率が23%(±0)。

※ 対応年数10年、取得価格100であり、また両国の各年の減価償却制度が定率法であると仮定した場合。
(出典) 稲木哲史「主要国における法人税改収の効果～実効税率の変化に着目して～」より経済産業省が作成

【減価償却制度の国際比較】※耐用年数10年の資産の場合

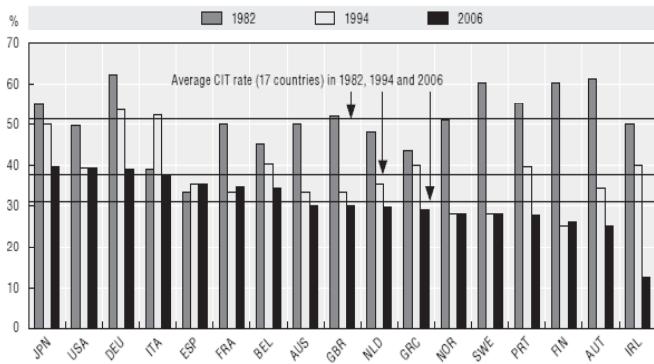


※ドイツでは、2008年及び2010年に整備したもののは定率法(250%定率法から25%の引かれない方)を選択できる(選別定率法)。

22

法人税(法定)率の推移 (1982-2006)

Figure 1.2. Statutory corporate income tax rate: 1982-2006¹



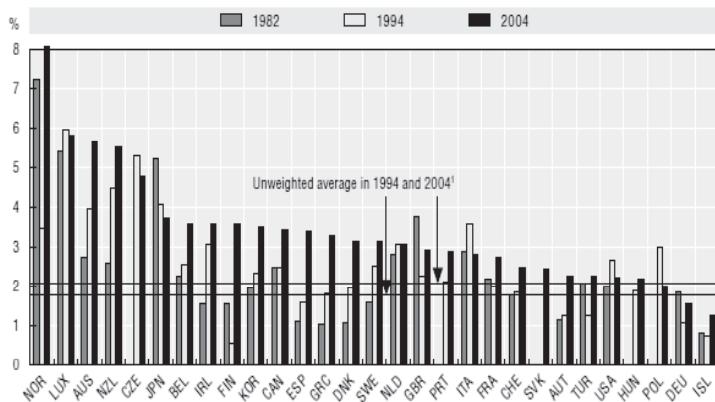
1. Data for 1982 was only available for 17 OECD countries (Japan, the US, Germany, Italy, Spain, France, Belgium, Australia, the UK, the Netherlands, Greece, Norway, Sweden, Portugal, Finland, Austria and Ireland). In the case of Ireland, there was a reduced corporate tax rate of 10 per cent for the manufacturing sector in 1982 and 1994.

Source: Institute for Fiscal Studies (IFS) and OECD Tax Database.

23

法人税収のGDP比

Figure 1.11. Taxes on corporate income as a percentage of GDP



1. Missing data in 1982 for the Czech Republic, Portugal, Slovak Republic, Hungary, Poland and Mexico; in 1994: the Slovak Republic and Mexico; in 2004: Mexico. The unweighted average does not include Norway.

Source: Revenue Statistics 1965-2005.

24

欧洲諸国で法人税パラドックスはなぜ生じたか

$$\frac{\text{法人税収}}{GDP} = \frac{\text{法人税収}}{\text{法人企業の総営業利益}} * \frac{\text{法人企業の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} * \frac{\text{経済全体の総営業利益}}{GDP}$$

第一項は、法人の租税負担（実行税率、ETR）で、多くの国で安定的な傾向を示している。課税ベースの拡大を行ったことを示している。

第二項は、全体の付加価値における法人部門の割合（share corporate sector）で、個人から法人へのシフトが進んだことを示している。

第三項は、GDPに占める企業所得の割合（profitability）で2000年代に増加している。これは、アントレナーシップの発揮が見られたことである。

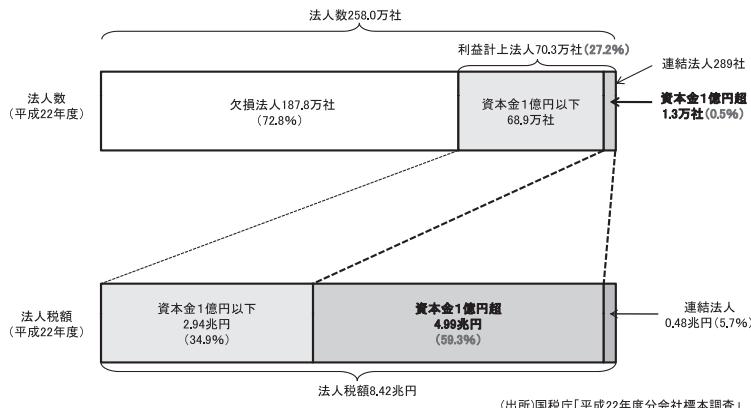
（“Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU” Ruud A. de Mooij & Gaëtan Nicodème）

法人税のパラドックスが生じるためには、1) 課税ベースの拡大と2) 新規起業がおきるような規制緩和・成長戦略が大前提

25

(参考) 利益計上法人と欠損法人

- 欠損法人割合は全体で72.8%となっている。
(なお、欠損法人割合は、中小法人で見ると73%、大法人49%、連結法人67.5%となっている)
- 全法人の1%に満たない利益計上・大法人(資本金1億円超)が 法人税額の60%近くを負担する構造となっている。



26